委託番号	４５０７
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自動ドア保守点検業務委託(勤労福祉会館)
２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで
３　履行場所　　草加市旭町六丁目１３番２０号
　　草加市立勤労福祉会館
４　支払方法　　業務完了払（年１回払）
５　委託内容
⑴　対象設備　ナブコ、Ｓ－ＲＸ１７Ｙ　２台
　　ナブコ、ＤＳ－６０－Ｎ　４台
⑵　点検回数等
①　定期点検　年１回機械及び付属機器の定期点検・調整。時期は発注者と調整し決定するものとする。
②　臨時点検　不時の故障の際、設備の確認し、復旧に係る必要な対応を行う。
　　なお、部品の交換、故障及び修理に必要な費用は、別途負担とする。
⑶　点検項目　別紙のとおり
⑷　報　　告　点検終了後、すみやかに書面をもって報告すること。
⑸　負担区分
①　発注者において負担すべきもの
　　点検に必要な光熱水費
②　受注者において負担すべきもの
　　点検に必要な消耗品及び油脂、工具類
６　その他
⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所くらし安全課消費労政係　　石橋

電話０４８（９４１）６１１１（直通）

別紙

点　検　項　目

１　ドア・サッシ部

２　懸架部

３　動力部・作動部

４　制御装置

５　開き・ドア他

６　検出装置部

７　電気回路

８　空圧・油圧回路

９　その他

会　館　平　面　図

１階

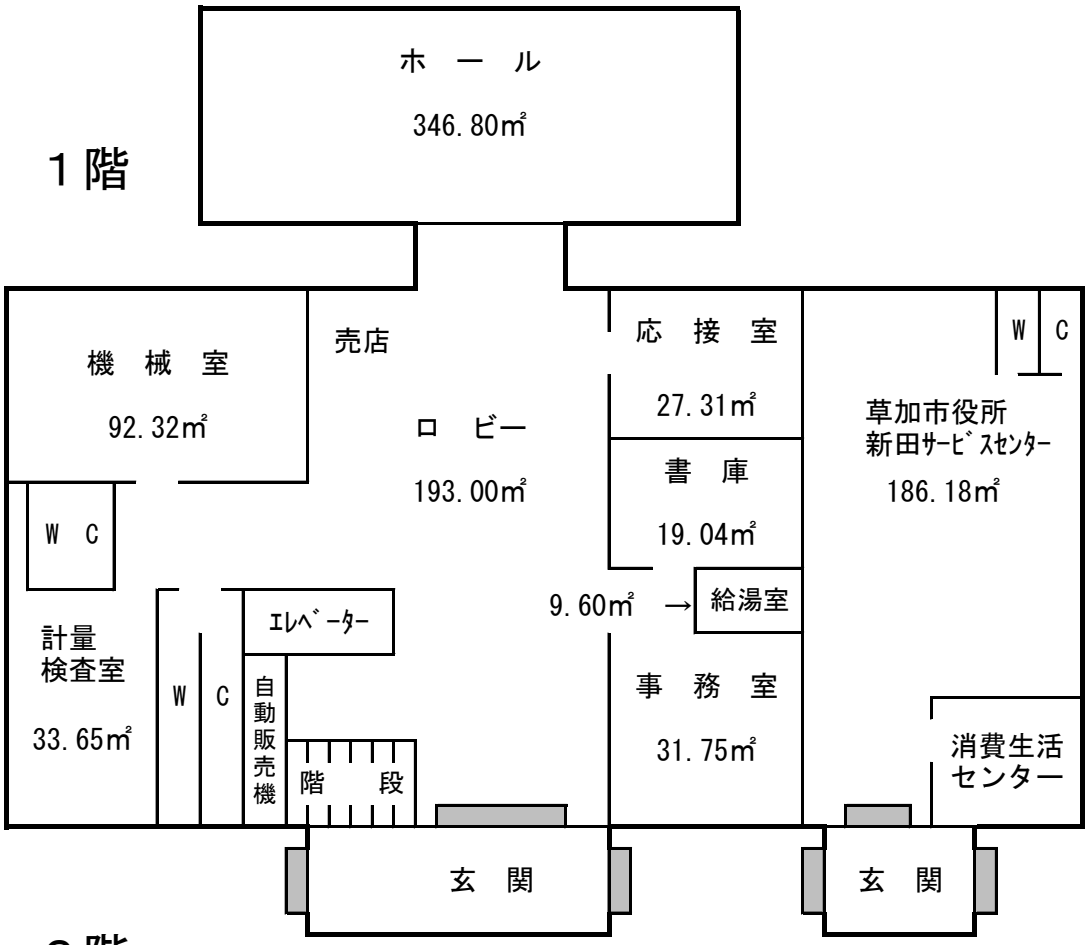
ホ　ー　ル
346.80㎡
機　械　室
92.32㎡
売店
ロ　ビー
193.00㎡
応　接　室
27.31㎡
書　庫
19.04㎡
W　C
草加市役所
新田ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
186.18㎡
W　C
9.60㎡
給湯室
計量
検査室
33.65㎡
W　C
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ
自動販売機
階　段
事　務　室
31.75㎡
消費生活
センター
玄　関
玄　関

２階

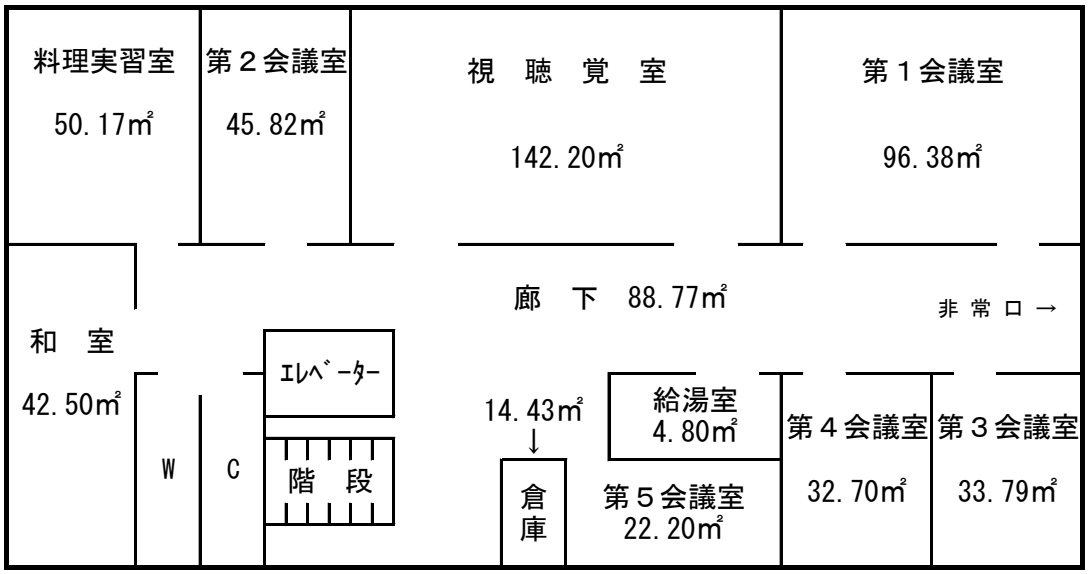
料理実習室
50.17㎡
第２会議室
45.82㎡
視　聴　覚　室
142.20㎡
第１会議室
96.38㎡
廊　下　88.77㎡
非常口→
和　室
42.50㎡
W　C
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ
階　段
14.43㎡
倉庫
給湯室
4.80㎡
第５会議室
22.20㎡
第４会議室
32.70㎡
第３会議室
33.79㎡

委託番号	７８１４
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自動ドア保守点検業務委託（柿木公民館）

２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市柿木町１２６３番地
　　草加市立柿木公民館

４　支払方法　業務完了払（年２回払）

５　委託内容

⑴　対応設備

寺岡オートドアシステム㈱社製　引き分け式　２基

⑵　点検回数

①　定期点検　　年２回　　機械及び付属機器の定期点検・調整

②　点検実施日　　担当者と協議して決めること。

③　臨時対応

故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。定期又は臨時対応伴い部品の交換を要する場合における費用にあっては、事前の協議により別途発生するものとする。

⑶　点検項目　　別紙のとおり

⑷　業務完了報告書

点検終了後、速やかに点検項目等の記載のある報告書を提出すること。

６　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　火災その他による作動時、または地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは速やかに現場に行き、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡し、その指示に従い機器の調整を行うこと。

⑸　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑹　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話　０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立柿木公民館　担当　増田

電話　０４８（９３１）３１１７（直通）

別　紙

自　動　ド　ア　点　検　項　目

ドアサッシ部	ドアの傷	制御装置	開閉角度
	異音		開き角速度・閉じ角速度
	ガイドレール内の異物		クッション作用
	ドアと（中間方位・枠・ガイドレール・床面）の隙間		開き保持時間
	全開時の戸先隙間		制御盤の締結
	トップピボットの締結	センサー部	センサーの検出範囲
	ステッカーの確認		センサーの締結
各アーム部	ハンガーレールの汚れ		安全センサーの作動
	吊革の汚れ・摩耗・損傷		安全センサーの締結
	作用アームの締結		総合動作 （通常開閉反転動作）
	アームと駆動軸の摩耗	電気回路	電線の指示
	ストッパーの締結		電源・電圧（AV100V）
	吊革の締結・摩耗		絶縁抵抗
	ハンガーレールの締結・摩耗		絶縁抵抗
動力部・作動部	異音		
	エンジンの締結		
	駆動軸の変形		
	防扱ゴムの変形		
	従動プーリの締結		
	ベルト・チェーン・ワイヤーの締結		

委託番号	８１０６
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自動ドア保守点検業務委託(谷塚文化センター)
２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで
３　履行場所　草加市谷塚仲町４４０番地
　　草加市谷塚文化センター
４　支払方法　業務完了払い（年２回払）
５　委託内容
⑴　対象設備
　機種　寺岡ファシリティーズ製　引分式２００ＫＬＤＭ型　２基
⑵　点検回数
ア　定期点検　年２回　機械及び付属機器の定期点検・調整
イ　点検日時は、別途協議する。
ウ　臨時対応　故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。
エ　定期又は臨時対応に伴い部品の交換を要する場合における費用にあっては、別途協議により決定するものとする。
⑶　点検項目　別紙のとおり
⑷　報　　告　点検終了後、速やかに書面をもって報告のこと。
⑸　火災その他による作動時、または地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは速やかに現場に行き、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡し、その指示に従い機器の調整を行うこと。
６　その他
⑴　業務完了ごとに速やかに業務完了報告書を提出すること。
⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑶　草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。
⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
⑸　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号)第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成８年告示第１５５号)第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
①　受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
⑹　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
７　問合せ先
⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
　草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立谷塚文化センター　上野

電話０４８（９２８）６２７１（直通）

別紙

自動ドア点検項目

【駆動装置】

１）駆動装置の取付緩み点検

２）モーター回転具合の調整

３）駆動ギア、プリーの締付具合

【制御装置】

１）コントローラの取付緩み点検

２）パワースイッチ、パイロットランプの機能、制御電圧の点検

３）ブレーキのスピード、タイマー作動の確認

４）ドア位置検出ユニットの取付緩み点検

【扉懸架装置】

結合用タンパックルベルトのつかみの締付

【操作部】

１）電源スイッチの機能、損傷度の点検

２）各操作スイッチ類の機能、取付緩み

【検出装置】

１）検出装置の取付具合、外観の損傷度の点検

２）検出装置の感度の具合

３）感知範囲の状態、動作性の点検

４）補助光電スイッチの機能、投受光面の汚れの清拭

【扉建具部】

１）扉吊元部補強下地の取付、緩みの点検

２）扉上下、召すし合わせ部チリの具合、建付状態の点検

３）カバーの緩み、ビスの欠落の点検

【電気】

１）電源電圧の状態の点検

２）絶縁抵抗、漏電の状況点検

３）リード線コネクターの結線接続状態の点検

【総合動作】

１）開閉力、開閉速度、開タイマーの状況点検

２）動作の円滑性、共振騒音の具合点検

委託番号	８００８
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自動ドア保守点検業務委託（新田西文化センター）

２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市清門三丁目４９番地１
　　草加市立新田西文化センター

４　支払方法　業務完了払（年１回払）（実施月：７月・１月）

５　委託内容
⑴　対象設備　機種　ＹＫＫＡＰ（株）　片引き式　ＤＥＳ１５０ＨＰＳＩＳ型
　　草加市立新田西文化センター玄関　２基
⑵　点検回数
①　定期点検　年２回　　機械及び付属機器の定期点検・調整
②　点検実施日時は、別途協議する。
③　臨時対応　故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。定期又は臨時対応に伴い部品の交換を要する場合における費用にあっては、事前の協議により別途発生するものとする。
⑶　点検項目　　別紙のとおり
⑷　報　　告　　点検終了後、速やかに書面をもって報告のこと。

６　そ の 他
⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
⑷　火災その他による作動時、または地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは速やかに現場に行き、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡し、その指示に従い機器の調整を行うこと。
⑸　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
⑹　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立新田西文化センター　初田

電話０４８（９４２）０７７８（直通）

別紙

自 動 ド ア 点 検 項 目

【駆動装置】
⑴　駆動装置の取付緩み点検
⑵　モーター回転具合の調整
⑶　駆動ギア、プリーの締付具合

【制御装置】
⑴　コントローラの取付緩み点検
⑵　パワースイッチ、パイロットランプの機能、制御電圧の点検
⑶　ブレーキのスピード、タイマー作動の確認
⑷　ドア位置検出ユニットの取付緩み点検

【扉懸架装置】
⑴　結合用タンパックルベルトのつかみの締付

【操作部】
⑴　電源スイッチの機能、損傷度の点検
⑵　各操作スイッチ類の機能、取付緩み

【検出装置】
⑴　検出装置の取付具合、外観の損傷度の点検
⑵　検出装置の感度の具合
⑶　感知範囲の状態、動作性の点検
⑷　補助光電スイッチの機能、投受光面の汚れの清拭

【扉建具部】
⑴　扉吊元部補強下地の取付、緩みの点検
⑵　扉上下　召し合せ部チリの具合、建付状態の点検
⑶　カバーの緩み、ビスの欠落の点検

【電気】
⑴　電源電圧の状態の点検
⑵　絶縁抵抗　漏電の状況点検
⑶　リード線コネクターの結線接続状態の点検

【総合動作】
⑴　開閉力　開閉速度、開タイマーの状況点検
⑵　動作の円滑性　共振騒音の具合点検

委託番号	８３０７
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自動ドア保守点検業務委託（勤労青少年ホーム）

２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市立勤労青少年ホーム　草加市住吉二丁目２番８号

４　支払方法　業務完了払（年２回払）

５　委託内容

⑴　機種
　ナブコＤＳスライディング自動ドア　ＤＳＮ－７５　２台

⑵　保守点検
　年２回　技術職員を派遣し、保守点検を行うこと。

⑶　緊急整備
　故障等の異常をきたした場合、速やかに対応すること。

⑷　実施計画書及び保守点検報告書の提出
　受注者は、事前に実施計画書、業務実施後に、実施報告書（作業の様子等を写真で貼付すること）を速やかに提出すること。

６　その他

⑴　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑷　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
　草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所　こども青少年課※　児童・青少年係　山口

電話０４８（９２８）６４２１（直通）

※令和６年（２０２４年）３月３１日までは子ども育成課

委託番号	１４０８
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自動ドア保守点検業務委託（市民交流活動センター）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市谷塚町７５２番地　　草加市立市民交流活動センター

４　支払方法　　業務完了払（年１回払）

５　委託内容

⑴　対象設備　　機種　ナブコＬＳ－２３型

①　草加市立市民交流活動センター玄関　　２基

②　草加市谷塚サービスセンター玄関　　２基

⑵　点検回数

①　定期点検　　年１回・機械及び付属機器の定期点検・調整

令和６年（２０２４年）９月実施　　※　日時は、別途協議する。

②　臨時点検　　不時の故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。

⑶　点検項目　　別紙のとおり

６　報　　告　　点検終了後、速やかに書面をもって報告のこと。

７　そ の 他

⑴　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

８　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市市民活動センター　小西
電話０４８（９２０）３５８０

別紙

点　検　項　目

ドア・サッシ部	ドアの傷	開き・ドア他	トップセンタ及軸受け
	異音		ストッパー締め付け
	ガイドレール内の異物		
	ドアと（無目・中間方立・枠・ガイドレール・床面）の隙間	電気回路	総合作動　（通常開閉作動反転作動）
	全閉時戸先隙間		配線の支持・結続
懸架部	ハンガレールの摩耗・締め付け		電源電圧（ＡＣ１００Ｖ）
	吊り車の摩耗・締め付け		絶縁抵抗　（ＤＣ５００Ｖ・１０ＭΩ以上）
	ストッパー締め付け	空圧・油圧回路	動力部作動状況
動力部・作動部	異音		シリンダー作動状況
	エンジンの締め付け		切替弁作動状況
	駆動軸の変形摩耗		配管部の洩れ
	ベルト・チェーン・ワイヤの 締め付け・張り・摩耗		圧力計
制御装置	開閉速度		ドレン抜き
	クッション作用		油量及び汚れ
	開き保持時間	その他	オートロック装置
	制御器装置の締め付け		ステッカー
検出装置部	センサー検出範囲・感度		故障連絡先スッテカー
	補助センサー作動		警告表示ラベル

別記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

（基本事項）

第１条　この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第２条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（作業場所の特定）

第３条　受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第４条　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

⑴　受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

⑵　受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

（再委託の禁止）

第５条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の使用等の禁止）

第６条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第８条　受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第９条　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１０条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（その他）

第１１条　受注者は、第２条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託番号	３５０８
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自動ドア保守点検業務委託

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市中央一丁目５番２２号（旧草加市保健センター）

４　支払方法　　業務完了払（年１回払）

５　委託内容　　対象設備　ナブコＳ－２３型　２台
⑴　保守点検は年１回（１０月）とし、機械及び付属器についての点検及び調整とする。
⑵　臨時の点検、故障等の場合は直ちに技術員による迅速な対応を図るものとする。

６　安全対策等
　不特定多数の市民が利用する施設であることを考慮し、作業に当たって安全対策等には万全を期すること。

７　費用の負担区分
　修理及び部品の交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

８　作業報告等
　点検事項等については、その結果を記載した報告書を提出すること。

９　その他
⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
①受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
②受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

１０　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　総務部契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問い合わせ先

草加市役所　総合政策部資産活用課施設管理係

電話０４８（９２２）１７９８（直通）

委託番号	８２０６
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自動ドア保守点検業務委託（川柳文化センター）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月　１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市青柳六丁目４５番１７号
　　草加市立川柳文化センター

４　支払方法　　業務完了払（年１回）

５　委託内容

⑴　対象設備　　ナブコＬＳ　　１台
　　ナブテスコＤＳＮ　　２台

⑵　定期保守

①　点検回数　年１回　　機械及び付属機器の定期点検、調整を行う。

②　点検実施日時は、別途協議する。

③　臨時対応　故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。
　　なお、部品の交換他、故障修理に必要な費用は別途、発注者負担とする。

⑶　その他　　別紙点検項目の点検をすること。

⑷報　　告　　業務実施後、実施報告書を作成し、担当の確認を受け提出すること。

６　そ の 他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　火災その他による作動時、または地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは速やかに現場に行き、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡し、その指示に従い機器の調整を行うこと。

⑸　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑹　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

８　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話　０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立川柳文化センター　担当　杉田

電話　０４８（９３６）４０８８（直通）

別　紙

点　検　項　目

ドア・サッシ部	ドアの傷	検出装置部	センサー検出範囲・感度
	異音		補助センサー作動
	ガイドレール内の異物		
	ドアと（無目・中間方位・枠・ガイドレール・床面）の隙間		
	前閉時戸先隙間		
懸架部	ハンガレールの摩耗・締め付け	開き・ドア他	トップセンター及び軸受
	吊り車の摩耗・締め付け		ストッパー締め付け
	ストッパーの締め付け		
動力部・作動部	異音	電気回路	総合作動（通常開閉作動反転作動）
	エンジンの締め付け		配線の指示・結続
	駆動軸の変形摩耗		電源電圧（AC100V）
	ベルト・チエーン・ワイヤーの締め付け・張り・摩耗		絶縁抵抗（DC500V・10MΩ以上）
制御装置	開閉速度	その他	オートロック装置
	クッション作用		ステッカー
	開き保持時間		故障連絡先ステッカー
	制御器操作の締め付け		警報表示ラベル

委託番号	９００４
契約形態	業務委託

仕　　様　　書

１　件　　名　　自動ドア保守点検業務委託（中央図書館）
２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで
３　履行場所　　草加市松原一丁目１番９号　草加市立中央図書館
４　支払方法　　業務完了月払（年１回払）
５　委託内容
⑴　対象　　ナブコＤＳ型２台、ナブコＤＳ型防火ドア２台
⑵　項目
①　保守点検整備の対象
ア　駆動装置　ドアエンジン本体
イ　制御装置　コントロールシャーシ
ウ　検出装置　センサースイッチ等
エ　連結機構　レール、吊車、消耗部品等
②　保守点検整備の内容
ア　ドアエンジン装置各部の点検及び調整
イ　ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
ウ　ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
エ　オイル漏れ、エアー漏れの点検及び調整
オ　オイル不足、潤滑油不足の点検及び補充
カ　ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
キ　消耗度の甚だしい部品の点検
ク　その他の点検及び調整
③　点検回数　　年１回
⑶　不調時点検調整
必要により技術員を派遣し、点検すること。
６　そ の 他
⑴　この仕様書に記載のない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、担当課と協議のうえ、決定すること。
⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
⑶　作業等を行う際に発生する駐車料金については受注者の負担とする。
⑷　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
⑸　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
⑹　業務完了毎に速やかに業務完了報告書を提出すること。
７　問合せ先
⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所　契約課
電　話　０４８－９２２－１１２９（直通）
⑵　契約締結後の問合せ先
草加市立中央図書館　庶務係　鎗田
電　話　０４８－９４６－３０００（直通）
ＦＡＸ　０４８－９４４－３８００

委託番号	７５２５
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自動ドア保守点検委託

２　履行期間　令和６年(2024 年)４月１日から令和７年(2025 年)３月３１日まで

３　履行場所　草加市松江一丁目１番３２号
　　教育支援室及び社会福祉協議会

４　支払方法　業務完了月払（年１回払）

５　委託内容

⑴　実施期間

９月の１回とし、日時については協議する。

⑵　点検対象

①　外側：ＤＳＳ－２３０Ｔ６　　１基

②　内側：ＣＮ１５Ｔ１５ＫＬＫ　　１基

⑶　点検項目

①　ドアサッシ部の点検

②　懸架部の点検

③　動力部、作動部の点検

④　制御装置の点検

⑤　センサー部の点検

⑥　電気回路の点検

⑦　その他の点検及び調整

⑷　負担区分について

①　発注者において負担すべきもの

点検等に係る光熱水費

②　受注者において負担すべきもの

業務に必要な工具類、消耗品及び報告用紙、軽微な修理

⑸　報告書

業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

６　そ の 他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問い合わせ先

草加市教育委員会教育支援室　担当　能登

電話０４８（９３３）７５９１（直通）

委託番号	７９０６
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自動ドア保守点検業務委託（新里文化センター）

２　履行期間　令和６年（２０２３年）４月１日から
　　令和７年（２０２４年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市新里町９８３番地
　　草加市立新里文化センター

４　支払方法　業務完了払い（年１回）

５　委託内容

⑴　対象設備

機種　寺岡ファシリティーズ製SOL-160KLCM　２基

⑵　点検回数

ア　定期点検　年１回　機械及び付属機器の定期点検・調整

イ　点検日時は、別途協議する。

ウ　臨時対応　故障の際、直ちに技術員による迅速な修理を行う。定期または臨時対応に伴い部品の交換を要する場合における費用については、別途協議するものとする。

⑶　点検終了後、速やかに書面をもって報告すること。

⑷　火災その他による動作時、または地震、台風その他による非常発報時の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常があると認められたとき、または異常の連絡を受けたときは速やかに現場に向かい、処置をするとともに担当者に連絡し、指示に従い機器の調整を行うこと。

６　その他

⑴　業務完了ごとに速やかに業務完了報告書を提出すること。

⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

⑸　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約から暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行

為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市立新里文化センター　大久保

電話０４８－９２７－３３６２（直通）

委託番号	４３０３
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　　自動ドア保守点検業務委託（松原サービスセンター）

２　履行期間　　令和６年（２０２４年）４月１日から
令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　　草加市松原１丁目１番３号
草加市役所松原サービスセンター

４　支払方法　　業務完了払（年１回払）

５　委託内容　ナブテスコ製　ＮＡＴＲＵＳ型　自動ドア２台の保守点検業務

⑴　松原サービスセンターの自動ドアについて、常時良好な状態で作動するように、令和６年５月頃と１１月頃に技術員を派遣し、自動ドア各部の清掃・注油・点検および調整等の保守を行う。この時、ボルト等の消耗品を交換する場合は、この費用を含むものとする。

⑵　その他、履行期間中において設備の故障や不具合が発生した場合は、早急に技術員を派遣し必要な保守を行う。この時修繕等が必要な場合は、その都度別途修繕料を支払うこととする。

⑶　来庁者の安全保全のため、保守点検作業は閉庁時（平日１７：００～、又は土曜日）に行うものとする。

⑷　詳細な日程は本契約締結後、双方で協議して定める。

６　その他

⑴　各業務終了後、速やかに業務完了報告書（保守点検結果報告書）を提出すること。

⑵　支払いは、年度末の全ての業務完了後とする。

⑶　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑷　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑸　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑹　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所　契約課
電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先
草加市役所　松原サービスセンター　宮田
電話０４８（９４２）１８７１（直通）